

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年5月10日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県職員による庁舎と市民病院庁舎と県警察本部間の斜め横断が改善した事実及び検討がされた全ての文書（秘書課及び人事課並びに総務課）」（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関の内部組織である総務局総務課及び秘書課（以下それぞれ「総務課」、「秘書課」という。）は、本件請求文書を各々作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下総務課の決定を「本件処分」といい、秘書課の決定を「別件処分1」という。）を行い、総務課は令和元年5月21日付けで、秘書課は令和元年5月22日付けで審査請求人に通知した。

また、同じく実施機関の内部組織である総務局人事課（以下「人事課」という。）は、本件請求文書を特定し、行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定（以下これら人事課の決定を「別件処分2」と総称する。）を行い、令和元年5月24日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

広島県庁職員の斜め横断が改善した証拠文書や説明も一切受けていない。

令和元年7月28日に〇〇も現に斜め横断し、県民に動画撮影され、〇〇課長が〇〇に問いただすと認めている事実もある。

総務課が組織的に証拠隠滅していることは明白である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

県職員による道路の斜め横断については、審査請求人から電話や来庁等で指摘を受けており、その都度総務課において情報共有し、関係課があれば、情報提供している。

しかし、総務課として斜め横断の改善に向けた検討等は行っておらず、本件請求文書は作成されていない。

なお、審査請求の理由に記載されている〇〇の斜め横断については、総務課で把握しているものではない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、広島県職員による庁舎と市民病院庁舎と県警察本部間の斜め横断が改善した事実及び検討がされた全ての文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、総務課と秘書課においては、本件請求文書を作成又は取得していないとして、本件処分及び別件処分1を行い、人事課においては、本件請求文書を特定し、別件処分2を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、本件処分について、総務課が組織的に証拠隠滅をしていることは明白であるとして、総務課において、本件請求文書が存在するはずである旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において実施機関に確認したところ、本件処分を行った担当部署である総務課においては、審査請求人を含め県民等から斜め横断に関する指摘があった場合は、聞取票を作成して、課内で回覧し、情報共有するとともに、指摘内容が総務課以外の他の課に関係する場合は、当該課に電話等により情報提供する旨説明する。

また、職員による斜め横断の是正といった、職員の服務規律に関することについては、所属の上司等から指導がされるべきであるから、総務課においては他の課に所属する職員が道路の斜め横断をしているという事実を把握しても、当該課へ情報提供するにとどまるとのことであった。

一般に、職員による不適切な行為のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分相当の非違行為に至らないものの指導については、当該職員の所属長に委ねられているものと考えられる。

そうすると、総務課が総務課以外の各職員の斜め横断の改善に向けた検討を行う必要性を認めず、そのような検討を行わなかったとしても不自然、不合理とはいえない。

このように、総務課が受けた総務課以外の職員の道路の斜め横断に関する指摘への対応については、当該職員が所属する課への情報提供にとどまるものと認められるが、仮に、総務課職員が当該指摘を受けた場合は、総務課において改善に向けた検討等を行うことが考えられる。このため、この点について総務課に確認したところ、総務課

職員についてそのような指摘を受けた事実はないとのことであった。

念のため、当審査会から総務課に対して、聞取りに関する書類の提出を求めて確認したところ、総務課以外の職員、又は職員を特定しない内容での斜め横断に関する聞取票を確認することができたが、当該聞取票には、事実及びその後の処理についての記載のみしかなく、改善に向けた検討を行ったことは確認できなかった。

以上のことから、総務課において実施機関内の各職員が斜め横断をしていることに対する改善に向けた検討は行っていないという実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

よって、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 10. 31	・ 諮問を受けた。
2. 6. 29 (令和2年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 7. 28 (令和2年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授